資料　５

京田辺市子ども・子育て会議について

１　子ども・子育て支援法の成立＜平成２４年度＞

保護者が子育ての責任を有するという基本的な責任のなかで、幼児期の教育・保育、地域の子育て支援に取り組むための法律

◆質の高い幼児期学校教育・保育の総合的な提供

◆保育の量の拡充・確保、保育の質の改善

◆地域の子ども・子育て支援の充実

２　京田辺市子ども・子育て会議の設置義務

子ども・子育て支援法第７２条の規定に基づき、「京田辺市子ども・子育て会議」（資料１）を設置

３　京田辺市子ども・子育て会議の役割

（１）子ども・子育て支援事業に関すること。

→　子ども・子育て支援事業計画を策定、又は変更するにあたり、意見を述べること。

（２）特定教育・保育施設の利用定員の設定に関すること

→　認定こども園・幼稚園・保育所の利用定員の設定にあたり、意見を述べること。

（３）特定地域型保育事業の利用定員の設定に関すること

→　小規模保育・家庭的保育等の利用定員の設定にあたり、意見を述べること。

（４）子ども・子育て支援施策の実施状況に関する事項

→　子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

（５）その他市長が必要と認める事項

４　京田辺市子ども・子育て会議について

（１）任期　令和６年６月２９日から２年間

（２）委員数　１８人以内

（３）報酬　　京田辺市の特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定

５　任期中における子ども・子育て会議の開催予定

令和６年度　５回程度

令和７年度　４回程度